

いすみ市告示第122号の2

市原市廃棄物の適正な処理及び減量に関する条例の一部を改正する条例が公布されたので、いすみ市と市原市との間における一般廃棄物（燃やすごみ）の焼却処理に関する事務の委託に関する規約第10条第3項の規定により告示する。

令和8年7月8日

いすみ市長 小 路 正 和

